平成 22年 11月 10日 水曜日　　（号外第 236 号）

官 報

［ 省　 令 ］

○ 厚生労働省令 第百十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百七号を第四百九号とし、第三百十号から第四百六号までを二号ずつ繰り下げ、第三百九号を第三百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十一　ブチルアミン

別表第一中第三百八号を第三百九号とし、第三百七号を第三百八号とし、第三百六号を第三百七号とし、第三百五号の次に次の一号を加える。

三百六　フェネチルアミン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。